

外来診療・療育の中止について

国、福岡県緊急事態宣言の発出及び久留米市における感染悪化に鑑み、利用者・ご家族様の安全を期するために下記の通り外来診療および外来療育を中止とさせていただきます。

何卒、趣旨ご理解の上ご了承賜りますようお願い申し上げますと共に皆様のご安全を祈念し、再開できる日が一日も早く実現できるよう施設の安全を保つよう努力して参ります。

記

中止期間：令和2年4月15日(水)～5月6日(振休)

(緊急事態宣言期間)

感染状況、国県の判断等により変更することがあります。

令和2年4月14日

社会福祉法人ゆうかり学園
理事長 日野 博愛
ゆうかり医療療育センター
所長 大滝 悦生